

## 令和 6 年度 墨田特別支援学校教職員倫理要綱

東京都立墨田特別支援学校長

朝日 滋也

児童・生徒が、地域社会の中で人としての尊厳が守られ、自立と社会参加していくことは、障害のある・なしにかかわらず全ての児童・生徒に保障されるべき大切な権利です。

本校においても、児童・生徒のかけがえない生命と人権を尊重し、児童・生徒一人一人のニーズを踏まえた質の高い教育を行うことにより、児童・生徒の自尊感情・自己肯定感を育て、地域社会で積極的、意欲的に生きていくための資質・能力を育てることが求められています。

私たち教職員は、児童・生徒の人権を尊重した基本姿勢を堅持し、常に人権感覚を磨き、創意工夫をもって児童・生徒の指導、教育的支援にあたるため、以下の 7 項目を教職員倫理と規定し、これを全教職員が遵守することといたします。

- 1 私たち教職員は、児童・生徒一人一人の尊厳と基本的人権を大切にし、性別、国籍、宗教、家庭状況、障害の程度や状態等のあらゆる理由において、差別的取扱いをしません。
- 2 私たち教職員は、児童・生徒の個性と主体性を尊重し、自己に関係する事項に関して意見を表明する機会及び多様な活動に参画する機会が確保されるようにするとともに、自己選択や自己決定ができるよう指導上の工夫と教育的支援を行います。
- 3 私たち教職員は、児童・生徒のプライバシーと個人情報を守り、侵害しません。
- 4 私たち教職員は、児童・生徒の人権を擁護する者としての自覚をもち、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先されるよう、必要な教育的支援に誠実に対応します。
- 5 私たち教職員は、児童・生徒への体罰、暴言、セクシュアル・ハラスメント、不適切な指導等のあらゆる権利侵害を絶対に行いません。
- 6 私たち教職員は、児童・生徒の社会参加の機会を広げるとともに、地域の人々の理解が得られるように努めます。
- 7 私たち教職員は、児童・生徒への的確な教育的支援を行うために、専門性の向上と倫理の確立に向けて自己研さんに励みます。

教育とは本来、教職員と児童・生徒との間に親密な相互関係が働くことにより大きな教育的成果を得られるものです。そのため、私たちの教育が一方的になっていないかを児童・生徒の立場にたって常に自己点検を行い、他者からの批判については謙虚に受け止めるとともに、この教職員倫理に反する行いは、相互にこれを見過ごさず、改善のための努力を惜しみません。さらに、具体的な行動指針を別紙のとおり定め、これを遵守いたします。